

香川県大規模小売店舗立地審査会設置要綱

(設置)

第1条 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）の適正かつ円滑な運用を図るため、香川県大規模小売店舗立地審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審査会は、次の事項を審査し、県の意見、勧告及び公表等に関して必要な助言を行うものとする。

- 一 法に基づく届出に関する事項
- 二 その他大規模小売店舗の立地に関する事項

(組織)

第3条 審査会は、委員7人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、商工労働部経営支援課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成12年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。